（様式 HN1）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成30年2月1日　第1版

地域連携ネットワークシステム「千里eサークル」運用規定

(目的)

第1条　千里eサークルは、地域の診療所や医療機関の医師が、患者の同意のもと、医師自身のインターネットが

 できる電子情報端末を利用して、当該患者の済生会千里病院（以下、「当院」という）における電子カルテ 情報を閲覧するためのシステムであり、当院と連携する地域の医師との間で診療情報の共有を迅速化するこ とを目的とする。

(利用資格)

第2条　千里eサークルは、利用申請等の必要な手続きを行った医師(千里eサークルの利用医、以下、「利用医」

 という)が利用できる。

(資格の停止)

第3条　利用医が退職や診療所の閉鎖本人の申し出により、千里eサークルの利用停止を申請した場合は、その利用

 資格が停止される。また、利用医が本規定に違反する行為を行った場合は、管理者により、システム利用

 資格を停止することがある。

(千里eサークル利用に必要な環境)

第4条　千里eサークルを利用するために、利用医は以下の環境を整え、かつ維持しなければならない。

 1）電子情報端末の設置:インターネットに接続できるパソコン、タブレット型端末

 2）Web閲覧ソフト:Internet Explorer(推奨)などのインターネットブラウザ

 3）セキュリティ対策:ウイルス対策ソフトがインストールされ、ウイルス定義ファイルが最新ファイルに更新 　 されていること、OSソフトのアップデートなど、常にセキュリティ対策環境が最新の状態になっていること。

 4）ファイル交換ソフトの使用禁止:ファイル交換ソフトは、ネットワークで接続していない他のパソコンを含 　 め、本人・家族・従業員が使用できない環境に置かれていること。

(利用手続き)

第5条　千里eサークルの利用手続きは以下のとおりとする。

　　1　 千里eサークルの利用を希望する医師は、利用者登録申請書(様式 HN3)及び利用医誓約書(様式HN4)を当院の

 患者支援センターへFAX送信をする。

 当院患者支援センターは、利用者申請書及び利用医誓約書を確認、利用者登録を行った後、利用医としての

 IDとパスワードを付与する。

　　2　 当院患者支援センター職員は、利用者申請書を確認し、千里eサークルの新規利用や接続端末設定の希望が

 ある場合、接続予定端末の環境等を把握した上で、接続先医療機関を訪問し、利用医が実際に操作する 端末

 に接続作業を行う。

 また、訪問の際、利用者IDとパスワードを直接手渡し、利用申請書及び利用医誓約書の原本を預かる。

(利用医登録の削除について)

第6条　千里eサークルの利用医登録の削除手続きは以下のとおりとする。

　　1 利用医が退職・廃業・死亡などの理由により千里eサークルの利用医の削除をする場合は、利用医削除申請書

 (様式 HN5)を当院患者支援センターへFAX送信をする。

　　2 利用医の削除申請手続きを行った医師が、再度千里eサークルの利用を希望する際には、新たな前条項と

 同様の届け出を行う。

(千里eサークルの対象とする内容、および期間)

第7条　千里eサークルの対象とするカルテの内容、およびその期間等は以下のとおりとする。

　　1 対象患者

 本人あるいは親族等代理人から千里eサークルの利用に係る同意が得られている患者

　　2 閲覧可能な内容

 1）当院の電子カルテ（HIS）上にある、前項に規定する患者の、患者基本情報・病名・処方歴・検歴・経過表・

 　 退院サマリ・各種レポート・画像情報をその対象とする。

 2）公開されている所見などの情報はあくまでも参考にとどめるものとし、診断は各利用医の判断に委ねる

 　 ものとする。

　　3 閲覧可能な期間

 閲覧可能な期間は、原則、閲覧開始日から1年間とし、以降、特段の申し出がない限り、閲覧可能期間内に

 1回以上の閲覧をすることで期間が自動的に延長される。

(千里eサークルに関する患者の同意、およびその撤回)

第8条　千里eサークルに関する患者の同意、およびその撤回は以下のとおりとする。

　　1 患者の当院担当医、あるいは利用医は、千里eサークルについて患者説明書(様式 HN6)を用いて患者に説明

 を行い、患者同意書(様式 HN7)により千里eサークルの利用に係る同意を得なければならない。

　　2 前条項にいう閲覧可能期間であっても、当該患者あるいはその親族等代理人から、千里eサークルへの同意

 撤回届(様式 HN8)をもって、閲覧停止の申し出があった場合は、直ちに閲覧停止の手続きがとられる。

(千里eサークルの利用開始設置)

第9条　特定の患者の利用医が当該患者につき、千里eサークルの利用を開始しようとする際は、下記の手順による。

 1）利用の場合は、患者あるいはその親族等代理人に対し、千里eサークルについて十分な説明を行い、患者

 　 同意書（様式 HN7）に署名してもらう。

 2）利用医は、署名した患者同意書を当院患者支援センター宛にFAXを行い、控えを同意撤回書とともに患者へ

 　 渡す。同意書原本は利用医所属の医療機関にて保管を行う。

 3）患者が署名した患者同意書を受領した当院患者支援センターは、速やかに当該患者についての本サービスの

 　 設定を行い、電話もしくはFAXで公開設定完了通知を行う。

 ※同意書への署名は患者本人の署名を原則とするが、病状等により本人による同意取得が困難な場合に限り、

 　代理権限を有する親族等の代理人による代理取得を認める。

(情報セキュリティの確保・管理)

第10条　千里eサークルは、以下の方法によりセキュリティが確保・管理される。

 1）認証:証明書による認証の実施

 2）トンネリング:IPSecVPNによるトンネリング

 3）暗号化:SSLによる通信の暗号化

 4）アクセス制御:ファイアウォールで不要な通信を遮断

 5）DMZ:ファイアウォールによる隔離区域

 6）セグメント分割:診療情報を非公開セグメントに設置

 7）利用パソコンまたは端末等の登録

 8）全利用者のweb型電子カルテへのアクセス履歴の記録と管理者による使用状況の監視

(個人情報保護関連ガイドライン等の遵守)

第11条　千里eサークルに関する個人情報保護関連ガイドライン等は以下のとおり遵守する。

　　1　　千里eサークルは、以下のガイドライン等を遵守して利用されるものとする。

 1）厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」

 　(平成29年5月改正)

 2）厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5版」(平成29年5月）

　　2　　実際の利用にあたっては、利用医は以下の点についての管理責任を負うものとする。

 1）インターネットに接続するパソコン等は、利用申請時に登録したものに限定する。

 2）使用パソコン等には起動パスワードを設定する。

 3）使用パソコン等にはウイルス対策ソフトがインストールされ、ウイルス定義ファイルが常に最新ファイルに

 　 更新されていること。OSソフトのアップデートなど、常にセキュリティ対策環境が最新の状態になっている

 　 こと。

 4）Winny等のファイル交換ソフトがインストールされているパソコン等の端末およびネットワーク環境下では

 　 絶対に使用しない。

 5）利用医は、画面に表示された診療情報の印刷やパソコン等への保存を行わない。

 6）関係者以外による覗き見の防止、パスワードの適切な管理など、パソコン等の使用環境には十分な配慮を

 　 する。

 7）利用医は千里eサークルの利用にあたり、個人情報の漏えい等により個人の権利・利益が侵害されない

 　 よう、善良な管理者の注意をもって、本規定を遵守しなければならない。

(責任分界点)

第12条　利用医の故意、重過失、過失によって、個人情報に係る当該患者個人の権利・利益が侵害されたことが明白な

 場合には、当該利用医はそれによって生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

(管理運用体制)

第13条　千里eサークルは、当院情報システム課が管理し、当院患者支援センターがその運用を行う。院外からの

 サービスに関する窓口は患者支援センターとする。

附則

(施行期日)

この規定は、平成30年2月1日より施行する。